

「国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第16号）」の概要

- 1 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件（令和3年国税庁告示第23号）の一部を改正するものである。
- 2 この告示は、令和5年4月1日から適用する。